

答申第 693 号

平成 30 年 11 月 13 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 金子 正史

行政文書非公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 30 年 3 月 19 日付けで諮問された特定負担金の拠出根拠文書等不存在の件（諮問第 807 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関は、平成27年6月4日、同月25日、同年8月4日、同年10月16日、同年11月9日、同年12月18日、平成28年3月9日、同年5月16日、同年7月20日、同年8月3日、同年11月21日及び平成29年3月27日に開催された特定検討会の議事録及び会議資料並びに平成25年6月28日付け平成25年度特定協議会負担金に関する協定書、平成27年3月20日付け平成26年度特定協議会負担金に関する協定書及び同月31日付け平成26年度特定協議会負担金に関する協定書の一部を変更する協定書を対象文書として特定の上、改めて諾否の決定を行うべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成29年12月18日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、実施機関が特定新駅及び特定道路の設置（以下「本件事業」という。）に係る負担金を支出する根拠、規則、関連文書等一式（以下「本件対象文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成30年1月4日付けで、本件対象文書は不存在であるとして、条例第10条第3項を理由に公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成30年1月24日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が実施機関に提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象文書について

ア 実施機関は、本件事業について、法令、条例等に実施機関が負担金を支出する根拠は存在しない旨を主張しているにもかかわらず、本件事業に関する負担金割合等を議題とする協議会等に参画している。

平成27年6月4日及び同月25日に特定検討会が開催されており、実施機関

も出席しているが、同検討会では、特定新駅設置に伴う負担金割合が議題となっている。また、同議題の資料には実施機関の記載があるため、その理由を示す文書を本件請求の対象となる文書として特定すべきである。

イ 実施機関は、平成25年6月28日付け平成25年度特定協議会負担金に関する協定書（以下「A協定書」という。）及び平成27年3月20日付け平成26年度特定協議会負担金に関する協定書（以下「B協定書」という。）を特定協議会と取り交わしている。これらは特定新駅設置に関する検討調査に係る負担金（以下「検討調査負担金」という。）についての協定書であり、本件事業の負担金と関係があるため、本件請求の対象となる文書として特定すべきである。

(2) その他

ア 実施機関は、特定新駅を請願駅とするかについて詳細に説明すべきである。また、特定道路を県道とするかについても、詳細に説明すべきである。

イ 実施機関は、特定新駅設置が特定企業 α との約束に基づくものであるか否かについて、文書を公開の上、詳細に説明すべきである。

ウ 実施機関は、特定新駅については、設置費用について何らかの負担をしなければならないと考えている旨を発言しているが、負担金を出すのであれば、その根拠を示す文書の公開を求める。

エ 実施機関は、法令、条例等に実施機関が本件事業に係る負担金を支出する根拠は存在しない旨主張している。法令、条例等には、当然、道路法も含まれていると解するが、同法が含まれないのであれば、その理由を具体的に示すべきである。

オ 実施機関は、前記(1)アの特定検討会において、負担金支出に関する協議に加わっているが、当該検討会で負担金の負担を拒否しないことが疑問であり、拒否できない理由を説明すべきである。

4 実施機関（県土整備局都市部交通企画課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件事業に関しては、実施機関が負担金を支出することが決定していない。

また、法令、条例等において、実施機関が本件事業に係る負担金を支出する根拠も存在しないため、本件請求の趣旨に合致する文書は存在しない。

(2) 審査請求人は、前記3(1)イのとおり、A協定書及びB協定書が本件請求の対象文書に該当する旨主張する。しかし、これらの協定書に基づき支出した検討調査負担金は、本件事業に関して特定協議会が行っている検討調査費用に係る負担金であるため、本件請求の趣旨には合致せず、本件請求の対象となる文書には該当しない。

5 審査会の判断理由

(1) 本件対象文書の存否について

ア 審査請求人は、前記3(1)ア及びイのとおり、実施機関は本件事業に係る負担金割合等を議題とする特定検討会に出席していること、実施機関が検討調査負担金に関する協定を締結していること等を理由に、本件対象文書が存在する旨主張している。他方、実施機関は、本件事業について実施機関が負担金を支出することがまだ決定していないこと、A協定書及びB協定書に基づき支出した検討調査負担金は、特定協議会が行っている本件事業に関する検討調査に係る負担金のことであり、本件請求の趣旨には合致しないこと等を理由に、対象文書は存在しない旨主張しているため、これらの主張の当否について以下検討する。

イ 当審査会が確認したところ、本件請求の内容は、「実施機関が本件事業に係る負担金を支出する根拠、規則、関連文書等一式」であることが認められる。そのため、本件対象文書には、実施機関が管理する本件事業に係る負担金に関する検討経緯等を記した文書や、本件事業の実施に伴って施行される各種調査等に係る負担金といった、本件事業に関する負担金に係る行政文書が該当すると解される。

ウ 以上を前提に、当審査会が確認したところ、実施機関は、平成27年6月4日、同月25日、同年8月4日、同年10月16日、同年11月9日、同年12月18日、平成28年3月9日、同年5月16日、同年7月20日、同年8月3日、同年11月21日及び平成29年3月27日に開催された本件事業に係る負担金を議題とする特定検討会に出席しており、同検討会の会議資料及び議事録を保有して

いることが認められる。また、実施機関は、本件事業に関して特定協議会が行っている検討調査に係る負担金を支出しており、当該検討調査負担金に係るA協定書、B協定書及びB協定書の一部を変更する協定書を保有していることが認められる。そして、これらの文書は、前記イのとおり、本件請求の趣旨に合致するといえることから、本件請求の対象となる文書に該当すると判断する。

(2) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、前記3(2)アからオまでのとおり、実施機関の事務事業のあり方に疑問を呈した上で、その点について説明を求める旨主張している。しかし、当審査会は、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議するものであって、実施機関の事務事業のあり方に係る審査請求人の主張を調査審議する立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 30 年 3 月 19 日	○ 諮問
8 月 22 日 (第 187 回部会)	○ 審議
9 月 26 日 (第 188 回部会)	○ 審議
10 月 30 日 (第 189 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
入 江 直 子	元神奈川大学教授	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長 (部会長を兼ねる)
交 告 尚 史	法政大学大学院教授	会長職務代理者
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	

(平成30年11月13日現在) (五十音順)